

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称			変更のあった農産物検査員	変更年月日
追加	抹消	抹消		
永森 昌宏	伊藤 勉	平岡 順二	農産物検査を行う農産物の種類	
世羅郡世羅町大字小世良四二九番地六	三原市久井町土取五〇四番地二	三原市幸崎町能地二五七一番地一	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	平成二八年六月二四日
もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆		平成二八年六月二四日
三原農業協同組合				